

②子育て家事サポート事業

お子さんの養育に支援が必要な家庭に対し、育児や家事の援助をします。

詳細については、追って、広報紙などでお知らせします。

③多子世帯の保育料の軽減

保育所を利用している多子世帯の経済的な負担を軽減するため、第3子以降の2歳以下の子どもの保育料を免除(無料化)します。

※対象となる人には、4月中に、市から申請書が届きます。

【対象となる期間】4月分の保育料から

①子どものショートステイ事業

保護者の疾病、出産、看護、事故、災害などの理由により、家庭においてお子さんの養育が一時的に困難となった場合、市と契約した児童福祉施設でお子さんをお預かりします。

※原則、6泊7日が上限となります。

【対象者】18歳未満の人

【利用料】利用者の世帯の所得に応じて利用料がかかります(上限5,350円/日)。

※受入れには要件があります。また、お子さんの状況や施設の受入れ状況を確認しますので、**必ず事前にご相談ください。**

平成27年度は

固定資産税の評価替え

固定資産(土地・家屋)の評価額は、「固定資産評価基準(総務省告示)」に基づき、3年ごとに見直しています。平成27年度は、その基準年度です。平成28・29年度も、原則、平成27年度の評価額を据え置くことになります。

▼土地について
鑑定評価や地価公示価格などを基に固定資産税路線価や標準宅地の価格を見直した結果、圏央道開通に伴い一部の地区の評価額が上昇した一方で、そのほかの地域は横ばい、または下落しています。

▼家屋について
なお、市街化調整区域内で転用許可を受けた農地の造成費および土地利用ごとに定められた用途地区の区分の見直しなどを行ったため、該当地区では評価額が大きく変動している場合があります。

平成26年建築以外のすべての家屋について、築年数や建築物価などを基

縦覧と閲覧について

ご自身の土地・家屋の評価額が、市内のほかの土地・家屋と比較して適正であることを確かめたいときや、借りている土地・家屋の税額を知りたいときなどに、関係帳簿などを確認できる制度があります。

縦覧・閲覧の種類	土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧	固定資産課税台帳の閲覧
縦覧・閲覧期間	4月1日(水)～6月1日(月) 午前8時30分～午後5時15分 ※土曜・日曜・祝日を除く	1年を通じて閲覧および証明書の取得ができます(開庁時のみ)。 ※左記縦覧期間中のみ、資料として課税台帳の写しを実費で交付 ※新年度分は、当該年度の4月1日から
ところ	市役所税務課窓口	
内容	納税者は、本人の資産とほかの資産の評価額などを比較できるよう、土地・家屋価格等縦覧帳簿を無料で縦覧することができます。	納税義務者は、台帳のうち本人の固定資産税の課税の内容(土地・家屋の明細、評価額、税額など)を閲覧することができます。
縦覧・閲覧できる人	納税者とその同居の親族、または納税管理人。	納税義務者とその同居の親族、または納税管理人、借地借家人など。
	上記以外の方は、委任状が必要です。 窓口で本人確認をお願いしています。本人確認書類をご持参ください。	

に評価額を見直した結果、評価額は下落、または据置きとなっています。

○新築住宅の固定資産税の減額措置について

平成23年建築の一般住宅と

平成21年建築の長期優良住宅は、新築住宅の減額措置の適用が終了します。該当していた人は、前年度と比較して税額が上がりますが、これは減額措置の適用がなくなり、本来の税額に戻ったためです。

問合せ 税務課 ☎(43)111
1 内線 137・FAX(43)1125

〇市では、子ども・子育て支援法に基づき、平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間として、幸手市子ども・子育て支援事業計画を策定しました。



問合せ

- ①③④については
子育て支援課
☎(42) 8454
FAX(42) 2130
- ②については
健康増進課
☎(42) 8421
FAX(42) 2130

④病児保育事業

病気などにより小学校や保育所などでの集団生活が困難で、保護者が仕事の都合などを理由に看護できない場合、医療機関が運営する専用保育室で一時的にお預かりします。

杉戸町にある病児保育室『とん ことり』(運営は井上小児科皮膚科)で実施します。

なお、利用にあたっては事前の登録が必要です。登録は子育て支援課、または、直接『とん ことり』にお問い合わせください。

病児保育室『とん ことり』

【所在地】杉戸町高野台西1-5-6

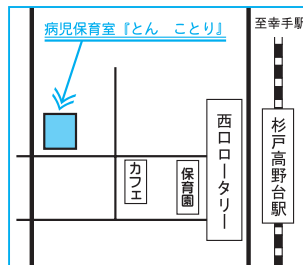
【電話】☎(32) 5687

【対象者】生後6か月
～小学校3年生

【利用料】平日(午前8時～午後6時)
…2,000円

土曜日(午前8時～午後0時30分)
…1,000円

【定休日】日曜・祝日、年末年始、お盆



スタートします

公共下水道の供用開始と 工事予定のお知らせ

平成26年度には、北1丁目

地内の幸手中学校から幸手桜高等学校周辺までの地域で公共下水道の整備を行い、一部の地域で供用の開始ができるようになりました。

引き続き、平成27年度については、北1丁目地内の幸手桜高等学校周辺地域にかけて整備を行う予定です。

今後も、事業計画区域内における未整備地区の整備を重点的に行い、供用開始区域の

拡大を図っていきます。

▼早期接続にご協力を

公共下水道が整備された区域では、接続替えを行い、家庭などから排出された汚水を直接公共下水道に流さなければなりません。

また、くみ取り式トイレは、法律により公共下水道の整備後3年以内に水洗化することが義務付けられています。

接続替えの工事をする場合は、「幸手市下水道排水設備

指定工事店」に依頼して施工をお願いします。
※「水洗便所改造資金融資あっせん制度」も設けていますので、ご利用ください。

▼下水道使用料の納入

公共下水道の利用に伴い、上水道の使用水量に応じて算出された下水道使用料が発生します。お支払いは、原則2か月ごとに上水道料金と一緒に納入していただきます。



快適に住みよい環境づくりのため、みなさんのご理解ご協力をお願いします。

問合せ 下水道課 ☎(47) 33

40・FAX(48) 0120

